

意見案第4号

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の導入を求める
意見書

国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支えるかなめの役割を60年近く果たしてきた。

一方、会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料（税）が算定されるため、扶養する子どもの人数がふえても保険料（税）は変わらない。しかし、国民健康保険は、世帯内の全ての加入者数に均等割保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数に応じた保険料（税）の負担が増加することになる。

医療保険制度間の公平を図るとともに、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要である。

よって、国においては、子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の導入について速やかに実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊